



総合庁舎前 市民憲章の碑

## よりよい旭川をつくりませんか?

あさひ かわ し し みん けん しょう

# 旭川市市民憲章

わたくしたちは、旭川市の市民であることに誇りと責任を感じ、 この憲章を掲げて、よりよい旭川をつくることに努めましょう。



- げんき はたら たの かてい
- 1、元気で働き、楽しい家庭をつくりましょう
- 1、親切をつくし、あたたかい社会をつくりましょう
- 1、きまりを守り、朝るいまちをつくりましょう
- 1、自然を愛し、きれいな都市をつくりましょう
- 1、文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう

(昭和35年9月20日制定)

### **ASAHIKAWA CITY**

# 主な実践例

#### 1、元気で働き、楽しい家庭をつくりましょう

- ○心身の健康を保持増進する工夫をしましょう。
- ○日常生活にスポーツやレクリエーションを 取り入れましょう。
- 安全な職場、楽しい職場づくりに努めましょう。
- ○学校・家庭・地域が連携し、子どもの健全な 育成に努めましょう。
- ○家庭行事を大切に、民主的に家族相互で協力 しあいましょう。

#### 1、親切をつくし、あたたかい社会をつくりましょう

- ○町内会に参加するなど、近隣はお互いに親しみ 合い力になりましょう。
- ○助け合い運動、愛の一声運動を推進しましょう。
- ○公私それぞれサービス精神を高めましょう。
- ○高齢者や障がい者、子どもをいたわりましょう。
- ○旅行者には親切に応対しましょう。

#### 1、きまりを守り、明るいまちをつくりましょう

- ○きまりよい生活や公衆道徳を高めましょう。
- ○集会等の時間を守りましょう。
- ○公共の施設を大切にしましょう。
- ○交通法規を守り、安全な運転、歩行に 努めましょう。
- ○防火、防災、防犯等に協力しましょう。

#### 1、自然を愛し、きれいな都市をつくりましょう

- ○緑化運動、花いっぱい運動を進めましょう。
- ○まちや公園の草木、動物を大切にしましょう。
- ○環境衛生、公衆衛生、街路や下水の清掃に 努めましょう。
- ○広告、看板、ネオン、建物の設置には都市美観 を考えましょう。
- ○資源を大切にし、住みよい環境をつくりましょう。

#### 1、文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう

- ○郷土の歴史や文化を理解し、郷土への誇りや愛着 を高めましょう。
- ○文化芸術に接する機会を増やして、文化芸術への 関心を高めましょう。
- ○主体的に学び、課題を解決し、社会を生き抜く ための力を養いましょう。
- ○生涯にわたって学び、学んだことを生かしましょう。



## **ASAHIKAWA CITY**

# 関連事業紹介

#### 1、元気で働き、楽しい家庭をつくりましょう

○ 健康づくりの啓発

健康づくりに関する情報の提供

[お問合せ先]旭川市健康保健部健康推進課

TEL 25-6315

○「市民スポーツの日(夏季・冬季)」実施事業

2月と6月の第3日曜日にスポーツ体験会やスポーツ施設の

無料 開放を実施

[お問合せ先]旭川市観光スポーツ部スポーツ推進課

TEL 23-1944

○青少年の健全育成事業

旭川市連合子ども会活動支援・街頭補導活動ほか

[お問合せ先]旭川市子育て支援部子育て支援課 Tel 25-9847

#### 1、きまりを守り、明るいまちをつくりましょう

飲酒運転根絶の日上川地区決起大会・旭川市交通安全市民大会 交通安全宣言・講話ほか

[お問合せ先]旭川市防災安全部交通防犯課 Tel 25-6215

○交通安全市民総ぐるみ運動

[お問合せ先]旭川市防災安全部交通防犯課 Tel 25-6215

○旭川市民防犯大会

大会宣言・防犯講話ほか

[お問合せ先]旭川市民防犯大会実行委員会 Ты 25-6215

○春と秋の火災予防運動

防火査察、防火パトロールほか

[お問合せ先]旭川市消防本部予防課 Tel 74-3584

○「ごみ排出マナー強化町内会」の取組

清掃指導員と住民の協働で、排出マナーの改善を図る。 [お問合せ先]旭川市環境部クリーンセンター地域環境係

TEL 36-2213

#### 1、文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう

○アイヌ文化に親しむ日

文化の日に博物館を無料開放、館内でアイヌ文化を紹介する

様々な関連イベントを実施 [お問合せ先]旭川市博物館

Tel 69-2004

○旭川生涯学習フェア「まなびピアあさひかわ」 学習成果の発表や学習活動への参加機会として、フェアの 企画・運営、作品展示・体験講座・ステージ発表などを実施 [お問合せ先]旭川市教育委員会社会教育部社会教育課

TEL 25-7190

#### 1、親切をつくし、あたたかい社会をつくりましょう

○住民活動の推進

住民組織活動の側面的支援

[お問合せ先]旭川市市民生活部地域活動推進課 Tel 25-6012

○ 観光ボランティア活動

観光案内窓口業務ほか

[時期・場所]通年・旭川観光物産情報センター 道の駅あさひかわ観光案内所

[お問合せ先]旭川観光物産情報センター

TEL 26-6665

○「小さな親切」運動

クリーン大作戦・啓発活動ほか

[お問合せ先]北海道電力ネットワーク(株)道北統括支店

業務部企画総務グループ

TEL 23-1011

#### 1、自然を愛し、きれいな都市をつくりましょう

○クリーン旭川運動

身近な道路、公園等の清掃ほか

[お問合せ先]旭川市環境部クリーンセンターごみ相談係

TEL 36-2213

○ごみのポイ捨て禁止運動

ごみのポイ捨て禁止の啓発、ごみ拾い実践ほか

[お問合せ先]旭川市環境部クリーンセンターごみ相談係

○みどりをつくる事業・みどりをそだて守る事業

植樹活動、緑の育樹事業、緑の普及活動ほか

[お問合せ先]旭川市を緑にする会

Tel 25-9705

TEL 36-2213





市民の花 ツツジ 昭和51年4月1日制定



市民の木ナナカマド 昭和51年4月1日制定





市民の虫カンタン 昭和53年9月1日制定



市民の鳥 キレンジャク 昭和53年9月1日制定



旭川市市民憲章推進委員会 事務局 旭川市市民生活部地域活動推進課 〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎3階 (直通)0166-25-6012